

事務連絡
令和5年5月24日

日本経済団体連合会 }
日本商工会議所 } 御中

厚生労働省保険局保険課

資格取得届等への個人番号等の記載の徹底について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応の検討が行われ、本年2月17日に中間とりまとめが公表され、「オンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録を徹底するため、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化するとともに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととする」こととされました。

これを踏まえ、今般、関係省令を改正し、6月1日に施行する予定であることから、当該改正省令の施行に向け、迅速かつ正確なデータ登録のため、下記のとおり、対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

今般、「「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正について」（令和5年5月23日付け保保発0523第2号、保国発0523第1号、保高発0523第1号、保連発0523第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知。）において、保険者に対して、オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図る観点から、6月1日（木）以降、新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）については、当該届出に個人番号ほか必要な事項が記載されていない場合には、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）がすべて記載されている場合に限り届出を受け付けることとし、5情報のいずれかの情報が記載されていない場合については、事業主に当該情報の記載を求めていただくよう要請したところです。

これについては、健康保険法施行規則等の関係省令の改正も予定しており、事業主の皆様におかれましても、資格取得届等の提出の際には、当該届出に個人番号ほか必要な事項を確実に記載いただくこととし、やむを得ず個人番号が記載できない場合には、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）すべてを確実に記載いただきますようお願いいたします。

なお、当該関係省令の改正においては、事業主が資格取得届の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする規定を設けることとしており、この点についてもご留意いただきますようお願いいたします。